

武蔵野訴訟についての報告

2015/05/23 弁護士 上原 公太

1 いわゆる武蔵野訴訟について

(1) 外環本線と外環の2計画は昭和41年に都市計画決定されたが、成熟した住宅街を縦断する内容であったために地元の強い反対などにより、昭和45年の凍結宣言以降、約30年間近く事業が凍結されていた。平成11年の東京都知事の現地視察以降、東京都などによって平成13年4月に「計画のたたき台」が作成され、その後、平成19年4月、外環本線について、「沿道環境に配慮し、移転等の影響を極力小さくするため」という理由を主として大深度地下構造へと都市計画変更が決定されたが、外環の2の地上部については昭和41年の計画内容のまま、廃止も何らの変更もなされずに維持された。

そのような状況のなか、武蔵野市吉祥寺東町に住んでいた上田誠吉さんが、平成20年10月に、外環の2計画の違法、無効の確認等を求めて東京地方裁判所に訴えを提起したのが、いわゆる武蔵野訴訟の始まりである。

その後上田誠吉さんはお亡くなりになり、現在は妻の上田圭子さんが訴訟を承継して原告となられている。

(2) 武蔵野訴訟は、平成20年の12月5日に第1回口頭弁論が始まり、その後、東京地方裁判所民事第2部において6年以上にわたって審理が積み重ねられ、今年の1月20日に弁論が終結した。判決言渡しは平成27年6月30日午後1時30分に予定されている。

2 主な争点について

(1) 入口論

①「処分性」：(i 青写真・未成熟論、ii 付随的効果論)

行政事件訴訟法は、行政事件訴訟を抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟の4類型に分けている。抗告訴訟とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいい、武蔵野訴訟も抗告訴訟たる性質を有する

訴訟の対象となる行政作用には処分性が必要とされている。

→最判昭和62・9・22は道路に関する都市計画変更決定の処分性を否定している。

② 公法上の法律関係に関する当事者訴訟としての「確認の利益」

※ 処分性の認められない行政作用の受け皿として実質的当事者訴訟としての確認訴訟の活用が奨励されたという経緯がある。

(2) 実体論

①(原告の主張の骨子)：「重要な基礎事実喪失」について

昭和41年に外環の2が計画されたのは、高架式の外環本線が計画されたためであった(重要な基礎事実となっていた。)

→平成19年4月の本線の計画変更によって、外環の2計画区域の中央部に鎮座していた高架式の外環本線計画が消失した、すなわち、外環の2計画において計画の前提とされ基礎とされていた重要な基礎事実(必要性)が喪失したということになる。

→外環の2は、必要性のない(そのまま実行すれば成熟したコミュニティーを破壊するという重大な結果を生じさせる一方で、コストばかりかかりメリットの大きくない)

計画となった。

→ 都市計画法13条1項（都市計画基準）違反

（主な都の反論）

昭和41年に計画決定された外環の2計画にとって、高架式の外環本線との関係は重要な事実ではなかった。

環境、防災、交通、暮らしといった観点からは地上部に外環の2が必要である。

②（原告の主張の骨子）：「一体性・総合性違反」について

外環本線変更決定の理由・目的（「沿道環境に配慮し、移転等の影響を極力小さくするため」）

→ 地上部に外環の2の計画道路を建設すれば、同変更決定の目的を阻害することになる。

→ 外環の2は、外環本線の変更目的と矛盾し、他の都市計画との間の「一体性・総合性」を欠いており、法13条1項（都市計画基準）に違反する。

（主な都の反論）

外環本線を大深度地下化した主たる理由は、「沿道環境に配慮し、移転等の影響を極力小さくするため」ではなかった。

外環本線が地下化したことによりその関連性は希薄になっている。

③（原告の主張の骨子）：「都市計画変更義務違反」の違法について

上記①、②のように、外環の2計画は、重要な基礎事実を欠くに至り、また、外環本線の変更決定の目的と矛盾する内容となっている。したがって、東京都に対して、外環の2計画について計画変更義務を生じさせている。

そして変更すべきの内容について検討すると、外環本線の変更決定が有効であるとする、その「沿道環境に配慮し、移転等の影響を極力小さくするため」という目的との間で外環の2計画が一体性、総合性を確保するためには、もはや同区域に都市施設（道路等）を建設すること自体を回避せざるを得ないのであって、外環の2計画自体を「廃止」するほかない。東京都に他の選択肢（行政裁量）は存在しない。

④ 内閣の認可手続の欠缺問題、損失補償請求、国家賠償請求など

3 武蔵野訴訟におけるポイント

(1) 入口論を如何に經由して、どこまで実体判断に触れられるかがまずポイントとなる。

(2) そのうえで、実体問題に関する判断において、東京都が主張する（広汎な）行政裁量に対して如何に司法的に統制していけるかがその次のポイントとなる。

その場合に、昭和41年に外環の2がどのような事実・評価を前提、基礎として計画決定されたのか、外環本線が平成19年4月に大深度地下構造へと変更された際、どのような目的が主として設定されていたのか、といった事実関係が如何に判断されるか、その事実を基にどこまで行政裁量を枠付けすることができるか、といったことがポイントとなる。